

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「重点要望事項」</b>	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
(1) 課税根拠を失った軽油引取税の廃止を含む抜本的見直し	<p>① 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。</p> <p>② 現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、<u>当分の間、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準(両税計53,800円/kl。以下同じ。)を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準(32,100円/kl)を維持することとします。</u></p> <p>③ <u>ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。</u>                      具体的には、ガソリン価格が一時180円/ℓ台に達した平成20年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準(発動基準価格)を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じます。                      上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準(解除基準価格)を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとします。                      これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図ることとします。</p> <p>(P72～73)</p>

要望事項

政府税制改正大綱の結果

( )内は大綱の該当ページ

「重点要望事項」

(2) 自動車取得税の廃止

- ① 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。
  - ② 地球温暖化対策の観点から、自動車取得税について、次の措置を講じます。
    - イ 当分の間、現在の税率水準(100分の3。家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。)を維持することとします。
    - ロ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限ります。)について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置については、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続します。  
また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車を追加します。
      - (イ) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車 税率を75%軽減
      - (ロ) 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの 税率を75%軽減
      - (ハ) 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの 税率を50%軽減
    - ハ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限ります。)に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2年延長します。
      - (イ) ロ(ロ)に該当する自動車 取得価額から30万円を控除
      - (ロ) ロ(ハ)に該当する自動車 取得価額から15万円を控除
  - ③ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1)③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。
- (P74~75)

要望事項

政府税制改正大綱の結果

( )内は大綱の該当ページ

「重点要望事項」

(3) 自動車重量税の廃止

- ① 自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。
- ② 当分の間の措置として、自動車重量税について、次の見直しを行います。
  - イ 次に掲げる自動車については本則税率を適用します。ただし、平成24年4月30日までの間は、下記③の措置により免税となっています。
    - (イ) 電気自動車
    - (ロ) 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
    - (ハ) 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
    - (ニ) プラグインハイブリッド自動車
    - (ホ) ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの
    - (ヘ) ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの
    - (ト) 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。)
  - ロ 上記イに掲げる自動車及び下記ハに掲げる検査自動車以外の自動車の税率を別紙5に掲げる税率とします。
  - ハ 新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くすることとします。
- ③ 一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置は維持します。また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加します。
  - イ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を75%軽減
  - ロ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成17年排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を50%軽減
- ④ 上記②ロの表に掲げる税率が適用となる検査自動車であつて、上記③の軽減措置の対象となるものに係る税額については、上記②ロの表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とします。
- ⑤ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1)③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

5ページの「自動車重量税についての整理」を参考にご覧ください。

(P73～74)

大綱【別紙5】自動車重量税率 (P96)

(単位:円)

車種		車検期間		自家用	営業用		
検査自動車	乗用自動車		3年	車両重量0.5tごと	15,000	—	
			2年	〃	10,000	—	
			1年	〃	5,000	2,700	
	バス		1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700	
	トラック	車両総重量 2.5t超		2年	〃	10,000	5,400
				1年	〃	5,000	2,700
		車両総重量 2.5t以下		2年	〃	7,600	5,400
				1年	〃	3,800	2,700
	特種車		2年	〃	10,000	5,400	
			1年	〃	5,000	2,700	
	小型二輪		3年	定額	6,600	4,800	
			2年	〃	4,400	3,200	
			1年	〃	2,200	1,600	
	検査対象軽自動車		3年	〃	11,400	—	
2年			〃	7,600	5,400		
1年			〃	3,800	2,700		
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車		二輪車	〃	5,500	4,300	
			その他	〃	11,300	8,100	

《参考:算出の根拠》

暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。(P23)

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「重点要望事項」</b>	
(4) ガソリン税と消費税のタックスオン タックスの解消	—

**《参考：自動車重量税についての整理》**

暫定税率を廃止し、【別紙5】の税率を適用する(当分の間)

※軽減措置の対象となっている自動車は、【別紙5】の税率に軽減割合を乗じる。

《例外》	電気自動車、天然ガス車等の次世代自動車(P3②(イ)~(ト))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月30日までは特例措置により免税</li> <li>・以降は本則税率を適用</li> </ul>
	新車新規登録から18年を経過した自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行暫定税率を適用</li> </ul>

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「重点要望事項」</b>	
2. 高速道路等通行料金の大幅な引下げ、営業車特別割引の創設	<p>[高速道路無料化について 財務省と国土交通省の合意 12/22]</p> <p>(1) <u>割引率の順次拡大や統一料金の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。</u>なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。</p> <p>(2) <u>初年度の社会実験は、路線を限定し、鉄道などの他の交通機関や渋滞の懸念に対してきめ細かく配慮したものとする。</u></p> <p>(3) 国費は、1,000億円とする。</p>
3. 環境税等新たな環境負担となる新税創設反対	<p>地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>これらを法律において規定することとします。(P87)</p>
4. 中小企業の法人税率の引下げ	<p>我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。(P17)</p>
5. 中小企業投資促進税制の恒久化	<p>中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します。(P48) 適用期限:平成24年3月31日</p>
6. 運輸事業振興助成交付金の継続	<p>軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続します。(P79)</p>

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「一般要望事項」</b>	
1. ディーゼル車排ガス対策優遇税制等の拡充・延長	
<p>(1) 環境負荷の小さい自動車等に係る自動車税の特例措置の拡充・延長 (自動車税のグリーン化)</p>	<p>自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車のグリーン化」)を、次のとおり軽減対象の見直しを行ったうえ、2年延長します。 適用期限:平成24年3月31日</p> <p>イ 環境負荷の小さい自動車 平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値(ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減します。</p> <p>ロ 環境負荷の大きい自動車 平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。)について、その翌年度から次の特例措置を講じます。 (イ) ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。 (ロ) ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。</p> <p>(P77)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考:現行から縮減される特例》 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値(ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値)より15%又は20%以上燃費性能の良いもの…概ね100分の25軽減</p> </div>

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「一般要望事項」</b>	
<p>(2) 環境性能を有する小型トラック等(2.5t超～3.5t以下)に係る各種特例措置の拡充</p>	<p>以下の特例措置の対象に追加されました。                      重点要望事項(2)自動車取得税の廃止、(3)自動車重量税の廃止の欄を参照して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限ります。)について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車重量税及び自動車取得税の非課税措置及び軽減措置</li> <li>・低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長(自動車取得税)</li> <li>・最新排出ガス規制適合ディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長(自動車取得税)</li> </ul>
<p>(3) 低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長(自動車取得税)</p>	<p>一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限ります。)に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2年延長します。                      適用期限:平成24年3月31日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>《参考:追加される軽減対象》                          車両総重量2.5t超3.5t以下で環境性能を有するバス・トラック等</p> </div> <p>(P75)</p>
<p>(4) 最新排出ガス規制適合ディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長(自動車取得税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等(新車以外のものに限ります。)であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限を延長します。                          イ 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減します。                          ロ 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減します。</li> <li>・車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等(新車以外のものに限ります。)であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1を軽減する特例措置を講じます。</li> </ul> <p>(P78)</p>

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<b>「一般要望事項」</b>	
(5) 軽油混合のBDF(バイオディーゼル燃料)の非課税措置	—
(6) NOx・PM低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外	—
2. その他の自動車関係諸税の軽減	
(1) トラック用冷蔵冷凍装置の燃料に係る軽油について軽油引取税の課税免除	—
(2) 被けん引車の自動車税の軽減	—
3. 事業基盤強化税制	
(1) 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置(相続税率の引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充)の強化	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。(P59)
(2) 税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大	—

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ									
<b>「一般要望事項」</b>										
4. 優遇措置の恒久化										
(1) 情報基盤強化税制の恒久化	<p>情報基盤強化税制について、適用期限の到来を持って廃止します。(P48) 適用期限:平成22年3月31日</p> <p>中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します。(P48)</p> <table border="1" data-bbox="1088 600 1973 778"> <thead> <tr> <th>《参考:現行》</th> <th>情報基盤強化税制</th> <th>中小企業等基盤強化税制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>青色申告事業者</td> <td>青色申告事業者である中小企業者等</td> </tr> <tr> <td>優遇措置</td> <td>特別償却(50%)又は 税額控除(10%)</td> <td>特別償却(30%)又は 税額控除(7%)</td> </tr> </tbody> </table>	《参考:現行》	情報基盤強化税制	中小企業等基盤強化税制	適用対象者	青色申告事業者	青色申告事業者である中小企業者等	優遇措置	特別償却(50%)又は 税額控除(10%)	特別償却(30%)又は 税額控除(7%)
《参考:現行》	情報基盤強化税制	中小企業等基盤強化税制								
適用対象者	青色申告事業者	青色申告事業者である中小企業者等								
優遇措置	特別償却(50%)又は 税額控除(10%)	特別償却(30%)又は 税額控除(7%)								
(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の恒久化	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します。(P48) 適用期限:平成24年3月31日</p>									

## 《その他》

### 《エネ革税制の見直し》

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行います。(P45)